

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十七号

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第八十六条第二項第一号」の下に「（これらの規定を同法第四百九条において準用する場合を含む。）」を、「第八十五条第二項」の下に「（同法第四百九条において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第三号」を「から第四号まで」に、「七千七百円」を「七千円」に改め、同項第二号中「三千三百円」を「三千円」に改め、同項第九号を第十号とし、同項第八号中「五千五百円」を「五千円」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「五千五百円」を「五千円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「六千六百円」を「六千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、同項第四号中「一万四百七十円」を「九千五百九十円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 選定療養である保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第七条の二に規定する後発医薬品のある同条に規定する新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合 当該新医薬品等の価格から当該後発医薬品の価格のうち最も高いものを控除して得た額に四分の一を乗じて得た額 第十条第四項第三号中「五千二百三十円」を「四千七百五十五円」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項及び前項第三号の規定にかかわらず、消費税法（昭和六十二年法律第八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税が課される場合における使用料又は手数料の額は、第二項及び前項第三号の規定により算定した額に百分の百十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表徳島県立中央病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に、「心臓血管外科 脳神経外科」を「呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺・内分泌外科」に、「放射線科」を「リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科」に改め、同表徳島県立三好病院の項及び徳島県

立海部病院の項中「放射線科」を「リハビリテーション科 放射線科」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定（第六十三条第二項第五号）の下に「同法第四百四十九条において準用する場合を含む。」を加える部分に限る。）並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。